

平成27年9月

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合

健康保険被扶養者資格確認調書について（お願い）

日頃は当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険組合では健康保険施行規則により、毎年被扶養者資格について被保険者の申告による再確認を実施していますが、今年は被扶養者の収入の有無について各種証明書のご提出をいただき調査・確認をいたします。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、下記のとおり実施いたしますのでご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 健康保険被扶養者確認調書対象者

平成27年6月30日以前に被扶養者の認定を受けた方（18歳から74歳）を対象とします。**（平成27年7月1日以降に被扶養者の認定を受けた方については、対象となりませんので添付書類は必要ありません。記載事項の確認のみお願いします。）**

⑨ 17歳以下の被扶養者についても調書に記載していますが、証明や添付書類は必要ありません。但し、記載内容に誤りがある場合は**朱書にて**正しい内容を記入ください。

2. 提出書類

- 被扶養者確認調書総括表（提出は事業主のみ）
- 健康保険被扶養者確認調書及び以下添付書類（被扶養者のいる被保険者全員）

添付書類（18歳以上必須） ※高校生以下は不要です

ア **18歳以上の方全員** ※無職の方でも必要です。

○ 所得証明書（市区町村が交付したもの）

※非課税証明ではなく収入額がわかるもの

但し、学生の場合は学生証の(写)又は在学証明書のみ提出してください。

所得証明書は必要ありません。

（以下は上記アに加えて条件にあてはまる方のみ提出してください）

イ **各種年金受給者の方**（所得証明書も必要です）

○ 直近の年金振込通知書又は年金改定通知書の写

ウ **別居の方**（所得証明書も必要です）

○ 仕送り額がわかるもの（被扶養者が配偶者・学生以外の方）

・平成27年2月から5月までの毎月の銀行振込控または現金書留控等（写し可）

※手渡しは認められません

★その他、詳しくは「チェックシート」をご参照ください。

⑨ 18歳以上の学生以外の被扶養者は全て所得証明書が必要です

3. 提出期限

- 事業主から健康保険組合へ提出する期限

平成27年10月23日（金）（期限は厳守願います。）

- 被保険者が「健康保険被扶養者確認調書」を作成し事業所へ提出する期限

平成27年10月16日（金）

このことは、被保険者の方にお渡し頂いた「健康保険被扶養者確認調書」に記載してありますが、期限までに提出がない場合はご確認をお願いします。

4. 被扶養者の認定基準

主として被保険者の収入で生計を維持している人（74歳まで）
被扶養者となるためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ・被保険者からみて3親等内の親族であり、かつ、主として被保険者の収入（事業主から受けている報酬）によって生計を維持されていること。
 - ・年間年収が130万円（60歳以上又は障害がある方は180万円）未満で、かつ、被保険者の収入の2分の1未満であること。被保険者と別居している場合は、別居世帯の総収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。
- 詳細は別添の「大阪府電気工事健康保険組合の扶養者の認定について」をご覧ください。

※ 認定基準に該当しなくなった被扶養者は、「健康保険被扶養者確認調書」に、健保使用欄に理由と削除年月日を朱書きで記入し、被保険者証を添えて提出してください。

※ 調書提出後、2. 以外の添付書類をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

今回同封の書類

- ① 大阪府電気工事健康保険組合の被扶養者認定について
 - ② 被扶養者確認調書総括表
 - ③ 被扶養者確認調書控えリスト
- 下記、被保険者にお渡しいただく④の見本、⑤、⑥
- 事業主のみ

《該当する被保険者に配布していただく封筒には下記書類が入っています。》

- ④ 健康保険被扶養者確認調書
- ⑤ 表面：記入時の注意事項 ， 裏面：健康保険被扶養者確認調書（記入例）
- ⑥ チェックシート

【要注意！！】

提出期限までに、健康保険被扶養者確認調書の提出がなかった場合は、

被扶養者の資格が平成27年11月1日付で削除となります。